国有林の地域別の森林計画書（案）

（江の川上流森林計画区）

［変更］

計画期間

自　令和　７年　４月　１日

至　令和１７年　３月３１日

（令和８年１２月　　日変更）

近畿中国森林管理局

ま　え　が　き

本計画は、森林法第７条の２第１項の規定により樹立した既定計画を、同条の２第３項の規定において準用する第５条第５項の規定に基づき、次のとおり変更します。

（変更理由）

適切な森林の整備・保全のため、治山に関する計画を変更する。

この用紙は間伐材を活用しています。

江の川上流森林計画区の位置図



凡	例
府県界	
森林計画区界	
市町村界	



目　　次

Ⅱ　計画事項 1

第５　計画量等 1
５　保安林整備及び治山事業に関する計画 1
(3) 実施すべき治山事業の数量 1

Ⅱ　計画事項

第５　計画量等

５　保安林整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在		治山事業施工地区数	前半５ヵ年の計画	主な工種	備考
市町村	区域				
庄原市	1、2、5、11、26	5	1	渓間工、山腹工	
安芸高田市	70、72、103	3	1	渓間工、山腹工	
	46、47、59、66、67	5	5	本数調整伐	前期：30.28ha
	小計	8	6		
合計		13	7		